

○毛呂山町議会議員政治倫理条例施行規程

平成26年12月25日

議会告示第2号

改正 平成29年9月29日議会告示第3号

令和3年3月18日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、毛呂山町議会議員政治倫理条例（平成26年毛呂山町条例第23号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第5条第3項に規定する請負契約等の辞退は、請負契約等の辞退届（様式第1号）により行うものとする。

(公表の方法)

第3条 条例第5条第7項、第15条第2項及び第18条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 毛呂山町議会だよりへの掲載
- (2) 毛呂山町ホームページへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法

(審査請求の手続)

第4条 条例第7条第3項の規定による審査請求は、議員にあっては審査請求書（様式第2号）により、選挙権を有する者にあっては審査請求書（様式第3号）及び審査請求者署名簿（様式第4号）により行うものとする。

2 前項に規定する審査請求書及び審査請求者署名簿（以下「審査請求書等」という。）には、審査請求をする者（以下「審査請求者」という。）が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。次項において同じ。）及び押印をしなければならない。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項の規定は、審査請求のための署名を求める場合について準用する。

(審査請求書等の受理等)

第5条 議長は、前条に規定する審査請求書等の書面の内容を審査し、審査請求書等の書面に不備があると認められるときは、審査請求者を代表する者（次項において「審査請求代表者」という。）に期間を定めてその補正を命ずることができる。

2 議長は、審査請求代表者が前項の規定に従わなかったときは、審査請求を却下することができる。

3 条例第7条第5項の規定による通知は、審査請求書の受理について（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第7条第6項の規定による通知は、審査請求書の不受理について（様式第6号）により行うものとする。

（政治倫理審査会の設置通知）

第6条 条例第8条第2項の規定による通知は、毛呂山町政治倫理審査会の設置について（様式第7号）により行うものとする。

（審査結果の報告）

第7条 条例第9条の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書（様式第8号）により行うものとする。

（審査結果の通知）

第8条 条例第16条第1項の規定による通知は、審査結果について（様式第9号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成29年議会告示第3号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和3年議会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

請負契約等の辞退届

毛呂山町議会議長 あて

(請負契約等を辞退する者)

所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

関係議員氏名 _____ (関係: _____)

私(当社)は、毛呂山町議会議員政治倫理条例第 5 条第 3 項の規定により、毛呂山町並びに町が加入する地方自治法第 284 条第 2 項に規定する一部事務組合、町が出資する法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約を次のとおり辞退します。

請負契約等を辞退する理由	
請負契約等を辞退する期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

審査請求書

毛呂山町議会議員 へ

(審査請求者署名欄)

毛呂山町議会議員 (審査請求代表者)	_____	印
同	_____	印
同	_____	印
同	_____	印
同	_____	印
同	_____	印

毛呂山町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり毛呂山町政治倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	
審査請求の対象となる事由の内容	
審査請求の対象となる事由を証する資料	別添のとおり

(議員用)

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

審査請求書

毛呂山町議会議員 へ

(審査請求代表者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

毛呂山町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり毛呂山町政治倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	
審査請求の対象となる事由の内容	
審査請求の対象となる事由を証する資料	別添のとおり

(町民用)

様式第4号(第4条関係)

審査請求者署名簿

毛呂山町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次の審査を請求するため署名を求めます。

年 月 日

(審査請求代表者)

住 所 _____
氏 名 _____ 印

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	
審査請求の対象となる事由の内容	

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

審査請求書の受理について（通知）

年 月 日付で提出された審査請求書については、要件を満たしているため、これを受理したので通知します。

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

審査請求書の不受理について（通知）

年 月 日付で提出された審査請求書については、要件を満たしていないので、これを不受理としたので通知します。

記

不受理の理由

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

毛呂山町政治倫理審査会の設置について（通知）

年 月 日付で提出された審査請求書について、毛呂山町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により毛呂山町政治倫理審査会を設置したので、同条例第8条第2項の規定により通知します。

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

毛呂山町議会議長 あて

毛呂山町政治倫理審査会委員長 氏 名 印

審査結果報告書

年 月 日付で審査請求のあった件について、毛呂山町議会議員
政治倫理条例第9条の規定により、次のとおり報告します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	
審査請求の対象となる事由の内容	
審査結果	

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

審査結果について（通知）

年 月 日付で審査請求のあった件について、毛呂山町政治倫理
審査会の結果を次のとおり通知します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	
審査請求の対象となる事由の内容	
審査結果	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第8条関係)